

脱炭素燃料（合成燃料）活用における事業化促進支援事業に係る事業提案公募要項

東京都（以下「都」という。）は、環境負荷が少ない合成燃料を使用したモビリティ等による導入を促進するためのフィールド及びそれに係る費用を支援することで、合成燃料の普及拡大を支援します。

1 概要

（１）公募の対象

合成燃料を様々なモビリティ等へ提供し、それを契機として多様な手段により都民に広く合成燃料の有用性等を発信する取組。

（例）

- ・公共性の高いモビリティを活用した給油式イベント
- ・島しょ部のガソリンスタンドに導入し、島民が自家用車で日常的に利用できる取組
- ・都内での配送トラックに導入し、そのトラックにラッピング広告を行う取組

（２）審査及び事業の選定

都が設置する（外部委員を含む委員で構成する）審査委員会で、厳正に提案内容を審査した上で、選定を行います。選定件数は、２件です。

（３）応募者の要件

本事業に応募する企業等（以下、「応募者」という。）は、応募時から事業終了時まで、次のアからサまでの全ての要件を満たすものとします。

- ア 同一のテーマ・内容・対象経費で、国、都道府県、区市町村等から補助を受けていないこと、あるいは、過去に受けていないこと
- イ 協定事業の実施にあたり、法令等に違反する事実がないこと。
- ウ 日本国内において税金の滞納をしていないこと。
- エ 日本国内の公的機関等との契約における重大な違反がないこと。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による申立て等、協定事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
- カ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号の規定のいずれかに該当しないこと。
- キ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号）に基づく指名停止又は競争入札参加資格の取消しの期間中でないこと。
- ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがないこと。
- ケ 政治活動、宗教活動、選挙活動を事業目的としていないこと。
- コ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、又は法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと。

サ 過去の業務その他の事情において、都が負担金を交付するにふさわしくないと判断する事実が存在しないこと。

(4) 本事業の進め方

本事業を実施することが決定した事業者（以下「採択事業者」という。）と都との間で協定を締結した上で、共同で事業を進めていきます。なお、本事業において、合成燃料とは、CO₂（二酸化炭素）とH₂（水素）を合成して製造される燃料のことを指します。

ア 採択事業者の役割

採択事業者は、その合成燃料の普及拡大に向けて、東京都内において合成燃料のモビリティ等への導入実験や事業実施等を行い、多様な手段により都民に広く合成燃料を情報発信するものとし、次の要件を満たすものとします。なお、期間の途中であっても、申請要件を満たさなくなった場合など支援を打ち切ることがあります。

(ア) 応募時に策定した提案書に基づき、年度毎に実施計画を作成する。令和8年度末まで、毎年度、当該実施計画に基づく取組を完了すること。ただし、やむをえない理由がある等の場合は、事前に都の承認を得ることにより変更できる場合があります。

(イ) 年度末時点における実施計画の達成状況及び経費支出について、都が確認できる報告や帳票類を提出してください。

(ウ) 協定期間終了後、協定事業期間全体の実績報告書を提出してください。

イ 都の役割

都は、6により事業費の一部を負担するとともに、以下の（ア）から（ウ）の支援を行います。

(ア) 区市町村等行政機関との調整

(イ) 当該事業を広く情報発信する機会の提供

(ウ) 必要に応じ、他の事業者との連携のサポート

(5) 公募期間

令和7年5月21日（水曜日）から同年6月30日（月曜日）まで

ア 公募要領等資料の公表 令和7年5月21日（水曜日）

イ 質問の受付 令和7年6月2日（月曜日）から6月6日（金曜日）まで

ウ 質問への回答 令和7年6月11日（水曜日）

エ 提案書の提出 令和7年6月23日（月曜日）から6月30日（月曜日）まで

オ 審査会実施及び結果通知 令和7年7月中旬（予定）

カ 採択事業者との協定締結 令和7年7月下旬以降（予定）

(6) 本事業の実施期間

協定を締結した日から令和9年3月31日まで

ただし、本事業に係る令和8年度予算案が東京都議会で可決されなかったときは、この限りではありません。

2 応募手続等

(1) 質問

本公募に関して、質問事項がある場合は、次の方法により対応します。

ア 質問方法

様式1「質問票」に必要事項を記載の上、電子メールにより(3)の宛先に送付してください。

なお、電話や訪問等、電子メール以外の方法による問合せについては対応しません。

イ 受付期間

令和7年6月2日(月曜日)から6月6日(金曜日)まで

ウ 回答

令和7年6月11日(水曜日)までに、東京都産業労働局のホームページ上に掲載します。原則として個別回答は行いません。

(2) 応募書類

本事業に係る公募に応募する者(以下「応募者」という。)は、次のアからオまでの書類の提出期間内に電子メールにより(3)の宛先に提出してください。メール受領から数日以内に受領確認のメールをお送りする予定です。受領確認メールが届かない場合、念のため電話での到達確認をお願いします。

ア 様式2 提案申請書 A4判(縦)

イ 様式3 提案書 A4判(縦)

※表紙や目次を除き、最大20ページ以内(両面印刷の場合10枚以内)とすること。

ウ 法人の登記事項証明書(PDF)

エ 定款又は寄附行為(PDF)

オ 直近の納税証明書(PDF)

※提出された応募書類は、本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

※選定の正否を問わず、応募書類等の作成費用は支給しません。

※本事業の対象として決定した後であっても、採択事業者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、本事業の対象外となる可能性がありますので、ご注意ください。

(3) 提出先

メール：S0291501@section.metro.tokyo.jp

電話：03-5000-7724

東京都産業労働局産業・エネルギー政策部計画課 「大企業連携促進担当」宛て

※件名を「合成燃料普及拡大促進事業に係る応募書類の提出」としてください。

3 提案された事業内容に関する審査等

(1) 審査方法

応募書類に基づいて、原則として、審査会において面接審査(申請内容の説明・質疑応答等)を行います。審査にあたっては、応募者から提案された事業の内容について、下表左欄に掲げる審査項目ごとに当該右欄に掲げる審査の視点から総合的に審査を行います。

< 審査項目及び審査の視点 >

審査項目	審査の視点
有効性	<ul style="list-style-type: none">・取組内容について、合成燃料の普及拡大に関する情報発信効果が十分に得られ、今後の合成燃料の利用拡大に資するものであるか。・合成燃料の提供先又はモビリティ等は、一般都民への普及啓発にとって効果的なものとなっているか。
創意工夫	<ul style="list-style-type: none">・普及啓発の方法として、広く都民に遡及できるような手法を選択しているか。
妥当性	<ul style="list-style-type: none">・合成燃料の提供先又はモビリティ等及びその提供数量は適切に見積もっているか。また、それに合わせて経費を適切に計上しているか。・実施体制又は社内の協力体制は十分なものとなっているか。・合成燃料は調達可能か（調達方法や種類、量などを記載してください。）。・提案された内容が、本事業の趣旨や目的に沿ったものであるか。

(2) 審査スケジュール

面接審査は、令和7年7月中旬を予定しています。日時等の詳細は、応募受付が完了した申請者に対して、募集締切後にご連絡します。

(3) 提案された事業の採択・審査結果の通知

審査委員会において(1)による審査を行った上で提案された事業の採択を行います。採択・非採択は、応募者全員に対して書面により個別に通知します。なお、審査の経過・結果（不採択の理由等）に関するお問い合わせには、一切応じかねますので、ご了承ください。

4 実施計画書の提出・協定の締結

事業実施者は、提案した事業が採択されたときは、当該通知を受けた後速やかに、都と協定を締結します。その後、本事業の実施計画書を都に提出いただくことになります。その際、都から当該実施計画書の内容について助言等を行う場合があります。

5 報告書

事業実施者は、各年度の事業が終了したときは、事業の実施結果を記載した報告書を都に提出することとします。

また、協定期間終了時には、協定期間全体を通じた報告書もご提出いただきます。

6 事業経費の支払等

(1) 事業経費

都は、本事業の実施に要する経費のうち別表に掲げる経費を負担します。ただし、別表に掲げる経費の合計額は、下表の額を上限とします。

		令和7年度	令和8年度
協定金額上限		2,200万円	2,200万円
内 訳	燃料費等	1,500万円	1,500万円
	プロモーション費	500万円	500万円
	企画運営費	200万円	200万円

(2) 支払時期

採択事業者への支払いは、年度毎に、年度の終了後に一括払いにより支払います。

7 その他

応募に要する一切の費用は、応募者の負担とします。

8 その他

(1) 以下の場合には審査対象外とさせていただく場合がありますので、予めご了承ください。

ア 申請者等が、法令等若しくは公序良俗に違反した場合、又はその恐れのある場合

イ 応募書類の内容に不備がある場合

ウ 申請者等が、応募に際して偽りの情報を記載するなど、都に対して虚偽の内容で応募を行った場合

(2) 応募に当たってご提供いただく個人情報や機密を含む情報は、守秘義務を有する都に必要な範囲で共有・利用されます。個人情報を含む情報は事前の承認なく都以外の第三者に提供することはありません。

(3) 事業の実施に関して不適切であると都が判断した場合には、事業実施期間の途中であっても協定を解除することや、都の負担額の返還を求めることがありますのでご注意ください。

(4) 本事業は、令和7年度から令和8年度の2か年度実施することを想定していますが、令和8年度の東京都予算において本事業に係る予算が認められず本事業を実施しない場合において、採択事業者が既に負担した費用や機会損失について、都は負担しません。

別表（6（1）関係）

1 協定金の対象経費の科目

【条件】

- (1) 申請書に記載した事業を実施するための直接的かつ必要最小限の経費
- (2) 協定期間内に契約、取得、納品、実施、支払が完了する経費
- (3) 用途、単価、規模等の確認が可能、かつ本事業に係るものとして明確に区分できる経費
- (4) 財産取得に該当する場合は、応募者及び提携企業に所有権が帰属するものに関する経費

科目	内訳
1. 燃料等費	(1) 提供する合成燃料の価格と化石燃料の価格との差額 (2) 上記(1)の運搬等に要する経費
2. プロモーション費	本助成事業の実施等に係るプロモーションや普及広報・啓発活動に要する経費 [例：イベント設営費、展示、広告、ウェブサイト、SNS等]
3. 企画運営費	1と2の10%を支給（小数点切り捨て）

2 協定金の対象外経費等

(1) 全科目共通

<p>① 都が報告書類を精査し、対象外と判断した経費</p> <p>② 間接経費 （消費税を除く租税公課、振込手数料、利子、通勤手当、日当、飲食費及び収入印紙等。ただし、別表にて対象経費として指定しているもの及び都の事前承認を受けたものを除く。なお、消費税免税事業者に対しては、都は消費税を負担しない）</p> <p>③ 契約書、発注書、納品書、領収書及び振込明細書等の帳票類に不備があるもの。</p> <p>④ 用途、単価及び規模等の確認が不可能なもの。</p> <p>⑤ 他の事業に要した経費と明確に区分できないもの。</p> <p>⑥ 通常の業務・取引と混在、又は相殺して支払いが行われているもの。</p> <p>⑦ 親会社、子会社、その他関連法人※等との取引により生じる経費 ※関連法人等の例 自社と資本関係のある法人、役職員等を兼任している法人、代表者の三親等以内の親族が経営する法人、自社と顧問契約・アドバイザー契約等を締結している法人等（個人事業主等も含む）</p> <p>⑧ 本事業の実施期間外に使用した経費に係るもの。</p> <p>⑨ 実績報告時までに支払いが終了していない事業に係るもの。 ※事業者が対象経費の年度末を越える申請書を提出し、都から承認された場合のみ、翌年度4月1日以降に支出された経費も対象とする。その場合でも、3月31日までに履行の完了を済ませていなければならない。</p> <p>⑩ 複数年度にわたり実施する事業で、実施する事業及び経費が年度ごとに区分できないもの。</p> <p>⑪ 同一の事由で国、都又は区市町村等から給付金や補助金を受けている場合の個別事業の経費</p> <p>⑫ 上記各号のほか、社会通念上、協定金による負担が適当でないと都が判断したもの。</p>
